

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 兵庫県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第24号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金139万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年1月30日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年11月28日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、平成27年10月7日、情報処理や情報提供サービス等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ALBERT（以下「アルベルト」という。）の役員であったBから、同人がその職務に関し知った、同社が新たに算出した平成27年1月1日から同年12月31日までの会計期間における同社の経常利益の予想値について、同年2月19日に公表がされた直近の予想値（経常利益1億8000万円）に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表がされた平成27年10月29日午後3時頃より前の同月7日午前11時14分頃から同月29日午前9時44分頃までの間、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、アルベルト株式合計2600株を売付価額合計504万900円で売り付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第3項前段、第1項第1号、第2項第3号、第176条第2項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第2号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (1,750 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,800 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,911 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ & + 1,925 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 1,935 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 2,000 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ & + 2,060 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) \\ & - (1,401 \text{ 円} \times 2,600 \text{ 株}) \\ & = 1,398,300 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、1,390,000円。